

## 141 区民集会室の利用状況 (平成13～15年度)

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
総 数	26,906	387,039	24,702	350,990	26,643	380,112
駒 込	689	9,781	585	9,248	582	9,185
巢 鴨 第 一	1,020	16,316	1,060	18,470	1,147	23,664
巢 鴨 第 二	369	5,083	-	-	-	-
巢 鴨 第 三	589	8,385	521	7,121	524	7,014
西 巢 鴨	606	6,878	480	5,398	489	5,238
南 大 塚	722	13,856	-	-	-	-
北 大 塚	543	7,835	445	6,547	447	6,969
上 池 袋 第 一	560	7,522	415	5,357	406	4,752
上 池 袋 第 二	397	5,209	393	5,472	422	5,911
東 池 袋 第 一	541	12,935	483	12,834	484	12,750
東 池 袋 第 二	535	7,554	154	3,449	576	7,938
東 池 袋 第 三	498	7,290	505	7,336	555	8,472
東 池 袋 第 四	1,010	10,454	1,021	13,681	895	12,339
南 池 袋 第 一	624	7,563	627	6,747	740	8,123
南 池 袋 第 二	712	10,993	1,041	13,485	1,502	19,012
西 池 袋 第 一	151	1,669	-	-	-	-
西 池 袋 第 二	659	9,639	757	12,060	847	12,122
池 袋 第 一	645	6,900	580	5,991	538	5,086
池 袋 第 二	1,537	23,078	1,507	21,354	1,478	20,509
池 袋 第 三	249	5,301	201	5,138	213	5,857
池 袋 第 四	203	3,395	-	-	-	-
池 袋 本 町 第 一	575	8,941	524	7,783	510	7,609
池 袋 本 町 第 二	721	9,766	638	8,394	641	8,339
池 袋 本 町 第 三	570	9,380	603	10,419	782	12,355
雑 司 が 谷	677	8,786	886	7,469	1,017	8,369
高 田 第 一	284	4,650	277	3,098	263	2,866
高 田 第 二	562	7,740	704	9,322	871	11,644
目 白 第 一	347	4,650	318	4,006	256	3,140
目 白 第 二	562	8,764	593	9,654	713	10,422
南 長 崎 第 一	439	4,099	487	4,318	474	4,025
南 長 崎 第 二	225	2,741	184	2,575	206	2,607
南 長 崎 第 四	345	7,259	338	7,033	355	6,850
長 崎 第 一	414	4,867	386	4,471	318	4,041
長 崎 第 三	1,143	19,621	1,038	16,345	980	17,522
長 崎 第 四	1,208	15,181	1,211	15,079	1,158	14,789
長 崎 第 五	1,204	10,550	1,109	9,491	1,100	9,491
要 町 第 一	1,152	15,070	1,077	13,835	1,134	14,518
要 町 第 二	287	2,245	244	2,094	318	2,757
要 町 第 三	592	7,475	551	6,884	529	6,733
高 松	418	4,024	332	3,675	326	3,809
千 川	647	10,080	526	9,555	541	9,775
上池袋コミュニティセンター	1,675	33,514	1,901	35,802	2,306	43,089

注：1. 南大塚は、平成12年4月開設、平成14年4月1日から社会教育会館に変更し、区民集会室としては廃止。

2. 池袋第四は、平成12年7月開設、平成13年10月1日から青年館に変更し、区民集会室としては廃止。

3. 巢鴨第二は、平成13年9月末日廃止。

4. 西池袋第一は、平成13年10月1日から池袋第三小学校開放施設に変更し、区民集会室としては廃止。